

令和7年度農繁期イノシシ捕獲者表彰実施要領

1 目的

イノシシによる農作物被害が増加する中で、被害低減には農繁期の罾による捕獲が効果的とされている。しかし、これまで冬期間の巻狩りが中心であった本県では、農繁期の捕獲は雑草の繁茂や高温時の作業で重労働であることなどから、他県に比べ取組が進んでいない状況にある。

このため、農繁期にイノシシを捕獲した者の中から適正かつ効果的な捕獲を実施した者を表彰することにより、担い手の確保、罾捕獲技術の向上、捕獲数の増加等による農作物被害の低減を目指す。

2 実施主体

新潟県鳥獣被害対策支援センター

3 表彰者数

最優秀賞・優秀賞・特別賞 計5名程度

4 応募要件等

(1) 応募者の要件

新潟県内の市町村が許可する有害鳥獣捕獲の従事者

(2) 対象イノシシ

新潟県内において令和7年7月1日(火)から令和7年10月31日(金)の間に有害鳥獣捕獲により罾で捕獲されたイノシシ

5 応募方法

別紙の応募用紙に必要事項を記入し、必要資料を添付の上、下記宛に郵送または電子メールにて応募する。

応募先：〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県鳥獣被害対策支援センター

(県庁農林水産部農産園芸課生産環境係 担当：真田)

電子メール：sanada.yuri@pref.niigata.lg.jp

電話番号：025-280-5375

一次審査：別紙1、別紙2

最終審査：別紙3、罾設置がわかる地図等 ※上位入選者のみ

6 応募期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）まで（当日消印有効）

7 審査

新潟県鳥獣被害対策支援センターにて一次審査を行い、上位入賞者を選出する。

上位入賞者から追加資料を提出いただき、最終審査会を実施する。

各審査については別紙の審査基準に基づき審査する。

なお、必要に応じて有害捕獲、イノシシの生態等に関する学識経験者、専門家等に意見を伺うものとする。

8 表彰式等の開催

令和7年2月に表彰式・意見交換会を実施予定。

応募者へは、別途案内する。

9 受賞者の公表等

受賞者の住所（市町村名のみ）、氏名及び捕獲の概要等を新潟県鳥獣被害対策支援センターにて公表することとする。

10 注意事項

応募者の捕獲状況については、新潟県鳥獣被害対策支援センター、新潟県農林水産部のホームページや研修会資料等に掲載するなど活用する場合がある。

審査基準

I 最優秀賞・優秀賞

1 農作物被害低減の効果

(1) 捕獲したイノシシの大きさ

- ・捕獲したものの中で、最も大きいイノシシの体長で審査
- ・体長1 cmにつき2点

(2) 捕獲頭数

- ・イノシシの捕獲頭数で審査
- ・幼獣1頭につき10点
- ・オス1頭につき20点
- ・メス（幼獣除く）1頭につき30点

(3) 場所等

- ・イノシシの捕獲場所から水田、畑の距離で審査
- ・2 km以内に水田、畑が確認できる場合、1頭につき10点

2 適正な捕獲

(1) 捕獲の記録

- ・罠設置場所、期間、捕獲したイノシシ等の記録状況を審査
- ・応募者のうち、適正かつ詳細な記録をしている上位50%程度に20点
- ・応募者のうち、適正かつ詳細な記録をしている上位10%程度に追加で30点

(2) 安全性

- ・見回り、止め差し方法等を審査
- ・応募者のうち、安全性への配慮が高い上位50%程度に20点
- ・応募者のうち、安全性への配慮が高い上位10%程度に追加で30点

(3) 成功率等

- ・空はじき（失敗）率で審査
- ・応募者のうち、空はじき率が低い上位50%程度に20点
- ・応募者のうち、空はじき率が低い上位10%程度に追加で30点

(4) くくり罠での捕獲

- ・くくり罠を使用して1頭以上捕獲した場合に30点

3 留意事項

- ・記録や写真がないもの及び不明確なものは、対象外とする。
- ・イノシシとともに狩猟者が一緒に写っている写真を根拠資料とする。
- ・イノシシの大きさの審査は、イノシシの脇にメジャー等長さの分かるものを添えて計測している写真を使用する。

II 特別賞

最優秀賞・優秀賞受賞者以外で、地域の生息数、捕獲実施年数などを考慮し、特に他地域の参考となる事例がある場合のみ表彰するものとする。